

令和6年度第2回飯田市これからの学校のあり方審議会 次第

日 時 令和6年5月 29 日(水)19:00～20:30

会 場 飯田市役所 C311～C313 会議室

1 開会

2 任命書の交付

3 教育長あいさつ

4 会長あいさつ

5 報告・説明事項

(1) 令和6年度第1回審議会の振り返り

(2) その他

6 審議事項

(1) 飯田市立小中学校の今後のあり方に関する方針～第1次～(案)について

(2) 飯田市の児童生徒数・学級数の推移と施設の状況について

(3) 学校の適正規模について

(4) その他

7 その他

今後の進め方について

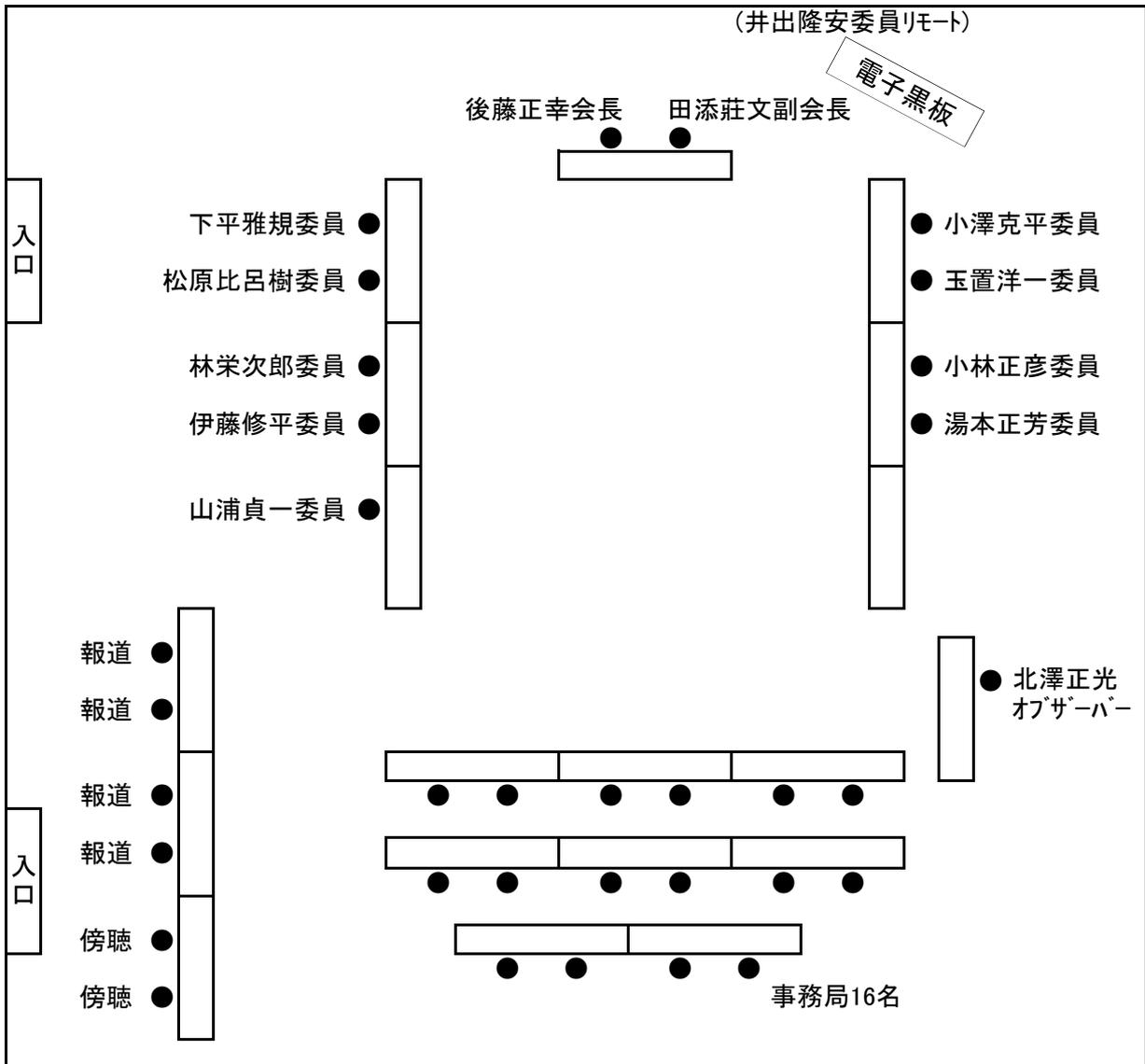
8 連絡事項

第3回審議会開催予定:令和6年7月 18 日(木) 19:00 ～ 20:30

9 閉会

令和6年度第2回 飯田市これからの学校のあり方審議会 配席図

日時: 令和6年5月29日(水) 19:00~20:30
 会場: 飯田市役所本庁舎 C311~C313会議室



令和6年度 飯田市これからの学校のあり方審議会 委員名簿

(敬称略・条例順)

氏名	所属等	備考
後藤 正幸	学識経験者	元信濃教育会会長
坂野 慎二	学識経験者	玉川大学教育学部教授
井出 隆安	学識経験者	前杉並区教育長
田添 莊文	学識経験者	前竜丘公民館長
渡邊 嘉藏	丸山まちづくり委員会	
大場 孝	東野まちづくり会議	
小澤 克平	千代地区まちづくり委員会	
玉置 洋一	南信濃まちづくり委員会	
小林 正彦	飯田市校長会	浜井場小学校長
湯本 正芳	飯田市校長会	緑ヶ丘中学校長
山浦 貞一	飯田市公民館	上郷公民館長
伊藤 修平	飯田市PTA連合会監事	丸山小学校PTA会長
林 栄次郎	飯田市PTA連合会監事	千代小学校PTA会長
松原 比呂樹	飯田市保育園保護者会連合会長	飯田中央保育園保護者会長
下平 雅規	飯田市私立認定こども園保護者等連合会	勅使河原学園保護者会長

15 名

令和6年度 飯田市これからの学校のあり方審議会 オブザーバー名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
北澤 正光	飯田市教育長職務代理者	

1 名

令和6年度「飯田市これからの学校のあり方審議会」
事務局名簿

氏名	職責	備考
熊谷 邦千加	飯田市教育長	
秦野 高彦	教育次長	
福澤 好晃	学校教育課長	
北澤 孝郎	学校教育専門幹	
松下 弘毅	学校教育課長補佐兼総務係長	
佐々木 美鈴	学校教育課長補佐兼学務係長兼教育支援係長	
仲田 好寿	学校教育課保健給食係長	
木下 正史	学校教育課児童クラブ係長	
木下 耕一	学校教育課教育指導専門主査	
及川 崇	学校教育課教育指導専門主査	
榊原 研太	学校教育課教育指導専門主査	
倉田 奨	学校教育課長補佐兼教育企画係長	
松下 徹	教育委員会統括支援担当専門主査	
三ツ井 洋樹	学校教育課教育企画係	
桐生 尊義	学校教育課教育支援指導主事	
片桐 和子	生涯学習・スポーツ課教育支援指導主事	

16名

飯田市これからの学校のあり方審議会条例

(設置)

第1条 飯田市の学校（飯田市立小学校及び中学校を設置する条例（昭和42年飯田市条例第57号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）を取り巻く教育環境の変化への対応に必要な方策を調査審議するため、飯田市これからの学校のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 前条の方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、飯田市の教育行政に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) まちづくり委員会（飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第14条に規定する委員会等をいう。）を代表する者
- (3) 教育に関する事業又は活動に携わる者
- (4) 学校に通学する児童又は生徒の保護者（当該児童又は生徒を監護する者をいう。）を代表する者
- (5) 飯田市の区域に存する保育所又は認定こども園に通所する児童の保護者（当該児童を監護する者をいう。）を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和37年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

「
別表中 | 飯田市就学相談委員会の委員 | を
」

「
| 飯田市就学相談委員会の委員 |
| 飯田市これからの学校のあり方審議会の委員 | に改める。
」